

# 危険物積載場所の明示図に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 H 編

## 改正事項

危険物積載場所の明示図に関する事項

## 改正理由

本会規則においては、SOLAS 条約第 II-2 章第 19.3.2 規則に基づき、引火性高压ガス等の危険物の積載場所に使用される電気機器には、原則として防爆型を要求しており、これらの確認のため、当該危険物積載場所に使用する電気機器の一覧表に加え、当該危険物積載場所の明示図の提出を要求している。

しかしながら、当該危険物積載場所の明示図に記載される事項については、別途提出が要求されている電気機器配置図や危険物を運搬する際に提出が必要となる申込書等によっても確認できることから、関連業界より提出資料の見直しが要望されていた。

当該危険物積載場所については、必ずしも専用図面の提出は必要ないと考えられることから、今般、関連規定を改めた。

## 改正内容

提出すべき資料から危険物積載場所の明示図を削除した。